

電子版

とばっ子カードを活用して お得な特典をもらっちゃおう!



健康福祉課子育て支援室 ☎ 25 1184

令和6年3月末に「とばっ子カード」を電子化し、スマートフォンのLINEアプリ（鳥羽市LINE公式アカウント）より取得していただくことで、対象世帯のかたのスマートフォンに表示されるようになりました。

とばっ子カード事業とは

市内に在住し18歳以下のお子さんを育てている世帯を対象に、市が「とばっ子カード」を発行し、市内の協賛事業所や県内の三重県子育て家庭応援クーポン協賛店を利用する際に「とばっ子カード」を提示することで、商品の割引やプレゼントなど協賛事業所が設けた特典を受けることができます。詳しくは、

特典が受けられる事業所と特典内容



とばっ子カード
協賛事業所



三重県子育て家庭
応援クーポン協賛店

公共機関が提供するとばっ子カード特典のお知らせ

鳥羽中央公園水泳プール

子ども1人と保護者1人が利用した時の使用料が無料になるプール券を1世帯につき1枚発行。

プール券発行期間 6月1日（土）～8月31日（土）の市民体育館開館日。

注意事項

- ※プール券は、市民体育館の受付で発行します（プール受付では発行できません）。とばっ子カードの提示が必要ですので必ず持参してください。
- ※市民体育館の休館日（月曜日、月曜が祝日の場合はその翌日）は発行できません。
- ※プール受付でとばっ子カードを提示しても無料で利用できません。必ずプール券を発行してもらい、利用してください。
- ※プール券を紛失や忘れるなどしてプール利用時に提示がない場合は無料になりません。
- ※プール券を紛失された場合は、再発行をします。市民体育館（☎256215）へ連絡してください（プール受付での再発行、市民体育館の休館日の再発行はできません）。再発行してもらうまではプール利用料は無料になりません。

市指定ごみ袋手数料一部免除

令和6年度のごみ袋支給開始は、7月上旬を予定しています。くわしくは、広報とば7月号でお知らせします。

図書館

貸出冊数の上限を1家族につき、10冊加算。

とばっ子カード登録のお願い

とばっ子カードは鳥羽市LINE公式アカウントより取得していただく仕組みとなったため、とばっ子カード事業の特典を利用するためにはカード登録の手続きが必要です。対象世帯（市内に在住し18歳以下（2006年4月2日以降生まれ）のお子さんを育てている世帯）のかたでカード登録の手続きが済んでいないかたは、3月末に送付した案内に記載のQRコードから登録手続きをお願いします。案内通知がお手元ない場合は、子育て支援室まで問い合わせてください。



とばっ子カード電子化キャンペーンのお知らせ

電子版とばっ子カードを使用し、とばっ子カード協賛事業所で特典を受け、ポイントを貯めたかた（先着100人）にとば子育て応援キャラクター「ジュジュ」のノベルティーグッズ（バスタオル）をプレゼントします。



ノベルティーのバスタオル（イメージ）

対 象

とばっ子カード対象世帯（市内に在住し18歳以下（2006年4月2日以降生まれ）のお子さんを育てている世帯）のうち、電子版とばっ子カードを登録し、3ポイント貯めたかた。

ポイントの貯め方

電子版とばっ子カードを使用し、とばっ子カード協賛事業所で特典を受けると1ポイントが付与されます。3つの協賛事業所で特典を受け、3ポイント貯めてください。



注意事項

※ポイントの対象となるのは、電子版とばっ子カードを使用して特典を受けた場合のみです。

※同じ協賛事業所で何度特典を受けてもポイントが付与されるのは1度のみです。

※公共機関が提供する特典（プール、ごみ袋支給、図書館）および三重県子育て家庭応援クーポン協賛店が提供する特典はポイント付与の対象となりません。

ポイント付与期間 6月1日（土）～8月31日（土）

ノベルティーグッズの受け取り方

子育て支援室および各連絡所の窓口にて、スマートフォンの鳥羽市LINE公式アカウント上の3ポイント貯まった画面を提示してください。担当者が確認のうえ、ノベルティーグッズをお渡しします。

※ノベルティーグッズの配付は1人につき、1度のみです。

ノベルティーグッズ配付期間 6月3日（月）～9月13日（金）

※3ポイント貯めたかたが100人に達した時点でノベルティーグッズの配付は終了となります。

とばっ子カード協賛事業所を募集しています

とばっ子カード対象世帯に対して、商品の割引やプレゼントなどの特典を提供していただく「とばっ子カード協賛事業所」を募集しています。

現在、49事業所が協賛事業所として子育て世帯を応援いただいています。

協賛事業所の業種例

- ・飲食店
- ・旅館
- ・サービス業
- ・販売店 ほか

特典内容の例

- ・お子さまにジュース1本サービス
- ・お菓子プレゼント
- ・商品〇%（〇〇円）引き
- ・ポイントカード2倍 ほか

申込方法や特典の提供方法など、くわしくは市ホームページをご覧ください。



協賛事業所の申し込みは子育て支援室にて随時受け付けています。事業の趣旨にご賛同いただけたら、気軽に問い合わせてください。